

45 長沢3丁目地区地区整備計画区域

制限事項		計画地区
		長沢3丁目地区
(1)	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物及びこれらに附属するもの ア 一戸建ての住宅又は長屋 イ 兼用住宅(令第130条の3に規定するものをいう。) ウ 共同住宅 エ 集会所 オ 診療所(患者の収容施設を有するものは除く。) カ 法別表第2(イ)項第9号に規定する公益上必要な建築物(以下「公益上必要な建築物」という。)
(2)	建築物の容積率の最高限度	
(3)	建築物の建蔽率の最高限度	
(4)	建築物の敷地面積の最低限度	150平方メートル(長屋及び共同住宅については、1住戸当たり75平方メートル以上とする。)。ただし、公益上必要な建築物については、この限りでない。
(5)	壁面の位置の制限	
(6)	建築物の高さの最高限度	
(7)	建築物の形態又は意匠の制限	
(8)	へい等の構造の制限	へい等で道路に面するものは、地盤面からの高さが1.5メートル以下の網状その他これに類する形状のもの。ただし、公園その他これに類する用途に供するものに設けるへい等で、網状その他これに類する形状のものについては、この限りでない。